

大統領府  
経営・予算局  
ワシントン D.C.20503

2022.4.18

M-22-11

行政機関長向け覚書

局長：シャランダ・D・ヤング



件名：インフラ向け連邦財政支援プログラムにおけるバイ・アメリカン優遇事項の適用に関する初期実施ガイダンス

2021 年 11 月 15 日、バイデン大統領は、ビルドアメリカ、バイアメリカン（以下、本法）を含む、インフラ投資雇用法（Infrastructure Investment and Jobs Act、以下 IIJA）に署名し、法律が成立しました。この法律は、メイド・イン・アメリカ法<sup>1</sup>を強化し、米国の産業基盤を支え、国家安全保障を守り、高賃金の雇用を支えるものである。この法律は、2022 年 5 月 14 日（IIJA 制定後 180 日）までに、対象となる各連邦機関<sup>2</sup>の長が、以下の内容を保証するよう義務付けている。

・（インフラ）計画に使われる全ての鉄鋼、工業製品、建材が米国で生産されていない限り、インフラ向けの連邦資金援助計画の資金を拠出しないことを確かにすること。<sup>3</sup>

本法は、大統領令 14005 条「Ensuring the Future Is Made in All America by All America's

---

<sup>1</sup> メイド・イン・アメリカ法とは、「バイ・アメリカ」または「バイ・アメリカン」に言及するものを含め、連邦資金援助賞または連邦調達に関するすべての法令、規制、規則、大統領令で、米国で提供される鉄鋼および製造製品を含む、米国で生産される商品、製品、または材料の購入または取得を要求または優先するものを指す。米国で提供される鉄鋼、製造製品など。メイド・イン・アメリカ法には、ジョーンズ法として知られる 1920 年商船法（Pub.L. No.66-261）など、海上輸送に国内優遇事項を要求する法律も含まれる。執行委員会 注文書 No.14,005, 86 Fed. Reg. 7475, § 2(b) (Jan. 28, 2021), available at. <https://www.federalregister.gov/documents/2021/01/28/2021-02038/ensuring-the-future-is-made-in-all-of-america-by-all-of-americas-workers>.

メイド・イン・アメリカ法には、バイ・インディアン法（25 U.S.C. 47）など、インディアンが所有・管理する米国内で生産された製品を優遇する法律も含まれる。

<sup>2</sup> 本ガイダンスにおいて、「連邦政府機関」及び「機関」という用語は、独立規制機関（同条項に定義）以外の「機関」（合衆国法典第 44 編第 3502 条に定義）である米国のあらゆる政府機関を意味します。IIJA 第 70912 条(3)参照。

<sup>3</sup> IIJA 第 70914 条(a)参照。

Workers」(以下、大統領令)と、「米国で生産された商品、製品、材料、および米国で提供されるサービスを最大限に利用するために、連邦資金援助裁定の条件を使用する」<sup>4</sup>と整合性を保ちながら、本政権の優遇措置を確認するものである。

同法は、行政管理予算局(以下、OMB)内のメイド・イン・アメリカ室(以下、MIAO)に対し、メイド・イン・アメリカ法への準拠を最大化し執行する法的権限を与えている<sup>5</sup>。MIAO は、以下を目的とする戦略的プロセスを通じて、国内サプライチェーンへの依存を高め、免責の必要性を低減することを目指している：

- ・省機関での一貫性の達成
- ・米国のサプライチェーンをより強靱にする意思決定を支援するためのデータ収集
- ・国内生産者に明確な要求? 信号を送るために、免責の透明性向上
- ・効果的な改革<sup>6</sup>に力を注ぐ

この覚書は、連邦政府機関に対し、以下の事項に関する実施ガイダンスを提供する。

- (1) インフラに対する連邦資金援助プログラムにおける「バイ・アメリカン」優遇措置<sup>7</sup>
- (2) 必要に応じて優遇措置を放棄するための透明性のあるプロセス。インフラ向け連邦資金援助計画とは、インフラが主目的か否かに関わらず、インフラ計画のために裁定が発行される可能性のあるプログラムを意味する。「計画」とは、米国内のインフラの建設、改修、維持、または修理に関連するあらゆる活動を意味する。<sup>8</sup>

各機関は、このガイダンスを各自のインフラ計画およびプロセスにどのように適用するのが最善かを決定し、バイ・アメリカン優遇事項の適用および免責の発行に関する基準、プロセス、手続きの確立について、必要に応じて OMB と協議する必要がある。OMB は、バイ・アメリカン優遇事項の実施において各機関をさらに支援するため、適宜ガイダンスを更新または追加提供することができる。

## **I. バイ・アメリカン優遇事項の適用**

2022 年 5 月 14 日までに、各機関は、インフラ計画に関する各裁定条件にバイ・アメリ

---

<sup>4</sup> 大統領令 14,005 号(脚注 1) 参照。

<sup>5</sup> IIJA 第 70923 条(a) & (b)(1)参照。

<sup>6</sup> OMB Memorandum M-21-26, Increasing Opportunities for Domestic Sourcing and Reducing the Need for Waivers from Made in America Laws available at: <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2020/11/M-21-06.pdf>。

<sup>7</sup> 本ガイダンスにおいて、「バイ・アメリカン」優遇は、IIJA 第 70912 条(2)に定義される国内調達優遇である。

<sup>8</sup> IIJA 第 70912 (5) & (7)参照。

カン優遇措置を組み込むなどして、すべての適用プログラムが同法第 70914 条に準拠するようにしなければならない。<sup>9</sup>同法は以下のバイ・アメリカンの優遇措置が義務付けられている。

- (1) 米国内の計画に用いられる全ての鉄鋼について、鋳造からコーティングまでの全製造工程が米国で行われていること。
- (2) 米国内の計画に用いられる全ての工業製品について、米国で採掘・生産・製造された構成材のコストが全コストの 55%を超えていること。ただし、適用される法律または規制のもとで、製造された製品の最低国内含有量を決定するための別基準が確立されている場合は、この限りではない。
- (3) 米国内の計画に用いられる全ての建材について、全製造工程が米国で行われていること。<sup>1011</sup>

## II. 連邦財政援助プログラムへの適用性

このガイダンスは、IIJA を通じて資金提供されたか否かに関わらず、資金が充当され、またはその他の方法で利用可能になり、インフラのためのプロジェクトに使用される場合、連邦規則集第 2 編第 200.1 節に定義されるすべての連邦資金援助<sup>12</sup>に適用される。連邦政府資金援助とは、連邦政府以外の団体が、補助金、協力協定、現金以外の寄付や財産の寄贈、直接援助、融資、融資保証、その他の種類の資金援助の形で受ける、または管理する援助をいう。「非連邦組織」には、州、地方自治体、準州、インディアン部族、高等教育機関（IHE）、および非営利組織が含まれる<sup>13</sup>。

このガイダンスでは、営利団体は非連邦組織とはみなさない。しかし、このガイダンスは、営利団体に発行される連邦資金援助の裁定に国内コンテンツ要件を含めるために、各機関が有する独立した法的権限を変更するものではない。

連邦政府機関は、このガイダンスの特定のインフラ計画への適用性について不明な点がある場合、OMB に相談することが推奨される。

---

<sup>9</sup> 付録 I を参照。9 付録 I：授与条件の例-米国産の鉄鋼、製造製品、及び建設資材の使用義務付けを参照。

<sup>10</sup> IIJA 第 70912 条(2) & (6)(B)(ii)参照。

<sup>11</sup> 建設資材に関する詳細については、本ガイダンスのセクション VIII.を参照。

<sup>12</sup> IIJA 第 70912 条(4)(a)参照。

<sup>13</sup> 2 連邦規則集第 200.1 条を参照。

部族社会に影響を与える対象プログラムにバイ・アメリカン優遇措置を適用する前に、連邦機関は、行政命令 13175 条「インディアン部族政府との協議および調整」を通じて確立された協議方針、および、「部族協議および部族間関係の強化に関する大統領覚書」を遵守する必要がある。部族間協議と国家と国家の関係強化に関する 2021 年 1 月 26 日付大統領覚書で定められた方針と一致する。連邦機関は速やかに協議を開始すべきである。

このガイドラインは、「大統領が宣言した大災害または緊急事態に関するアメリカ合衆国連邦緊急事態管理庁の第 402、403、404、406、408、または 502 項に基づいて承認された、支援活動費、あるいは災害前および災害後の緊急対応経費」<sup>14</sup>に適用されない。「災害前および災害後の緊急対応支出」は、以下のような資金援助の支出を指す。

(1) スタッフォード法以外の法令（合衆国法律集第 42 編第 5121 条以降）により承認され、(2) スタッフォード法の意味における「緊急事態」または「大災害」として適格な出来事または事象の予期または対応として行われる財政援助のための支出、同法第 5122 条 (1)、(2) から成る。FEMA の洪水軽減支援プログラム<sup>15</sup>の下で行われる補助金など、将来の緊急事態や災害による被害を軽減するためのインフラの建設や改善を支援するために行われる補助金は、「災害前および災害後の緊急対応支出」に該当しない。

従属する文言は、その元となる連邦補助金の条件に適合しなければならない<sup>16</sup>。

IIJA が定義する「インフラ」は、公共インフラプロジェクトを含んでいる。したがって、「インフラ」という用語は、少なくとも、米国内の道路、高速道路、橋梁、公共交通機関、ダム、港湾、その他の海事施設、都市間旅客・貨物鉄道、貨物・複合一貫施設、空港、飲料水・廃水システムを含む水システム、電気伝送施設・システム、公共事業、ブロードバンド・インフラ、建物・不動産<sup>17</sup>の構造、施設、設備を含んでいる。機関は、電気自動車（EV）充電を含む、エネルギーの生成、輸送、配給を行う構造物、施設、設備をインフラとして扱う。

プログラムがインフラ支出を有するかどうかを判断する場合、連邦政府機関は「インフラ」という言葉を広義に解釈し、上記の定義は網羅的なものではないとする。上記の定義に記載されていない種類の特定の建設プロジェクトが「インフラ」に該当するかどうかを判断する際、機関は、プロジェクトが公共機能を果たすかどうかを検討する。これには、プロジェクトが公的に所有・運営されているか、公共のために民間で運営されている

---

<sup>14</sup> IIJA 第 70912 条(4)(b)参照。

<sup>15</sup> 42 U.S.C. 4104c 参照。

<sup>16</sup> 2 CFR 200.101 (b) (2)参照。

<sup>17</sup> IIJA 第 70912(5)条参照。

か、公共宿泊施設であるか、民間が所有して一般公開されていないプロジェクトと対照的であることなどが含まれる。前者の性質を持つプロジェクトはインフラの指標が多く、後者の性質を持つプロジェクトは指標が少ない。例えば、個人使用のための個人住宅の購入、建設、改良のみからなるプロジェクトは、インフラプロジェクトには該当しない。連邦政府機関は、このような決定を下す際に OMB と相談することが強く推奨されている。

各機関は、対象となるプログラムに本法の要件を適用する用意があるかどうか、MIAO と相談する必要がある。施行に伴う調整期間中の免責措置の可能性についての質問も含め、バイ・アメリカン優遇措置の機関別計画への適用について質問がある場合は、MIAO に技術支援と助言を求めることを勧める。

### III. 国際協定との整合性

法第 70914 条(e)に従い、本指針は国際協定に基づく米国の義務と整合する方法で適用されなければならない。

### IV. 不必要な混乱を避ける

同法第 70914 条に記載された国内調達の特典措置が、既に鉄鋼、製造製品、建設資材<sup>18</sup>に適用されていない限り、インフラに対する連邦資金援助計画に適用されることを明確にしている。機関は、すでに同法が要求する基準を満たし、あるいは超えている政策や規定を維持しつつ、同法の要求事項に準拠するために必要な変更を加えなければならない。例えば、鉄鋼の規格がすでに本法の規格を満たしているプログラムにもかかわらず、製造製品や建設資材の規格を新たに採用することが求められる場合がある。適切な場合には現行の施策を維持することで、すでにビルド・アメリカ債、バイ・アメリカンの要件を満たしている、超えている計画、あるいは計画の要素に不必要な混乱が生じるのを避けることができる。

### V. 裁定の発効日

政府機関は、2022 年 5 月 14 日から、インフラに対するすべての連邦資金援助プログラムが、同法第 70914 条の要件を満たすようにしなければならない。2022 年 5 月 14 日

---

<sup>18</sup> IJA 第 70917(a) &(b)条。

以降に新たに支給される資金援助は、これらの要件に適合するよう適切な措置を講じなければならない。これにはバイ・アメリカン優遇措置を組み込んだ適切な条件<sup>19</sup>が含まれる場合がある。2022年5月14日以降に実施される、既存の裁定の更新および追加資金を義務付ける修正案にも、バイ・アメリカン優遇措置を含める必要がある。つまり、2022年5月14日以降に発行される裁定には、たとえその裁定の資金調達に関する通知にバイ・アメリカン優遇措置が含まれていなかったとしても、各機関はバイ・アメリカン優遇措置を含めなければならない。このような場合、機関は、プロジェクトの時間やコストの不当な増加を避けるために、公益放棄が必要かどうかを検討することができる。同様に、対象資材の購入予算が既に合意されている（資材を発注し、工事を開始している場合を含む）2022年5月14日以降に行われる裁定・補正についても、公益性の放棄が必要となる可能性がある。以下に示すガイダンスに基づき、機関は慎重に免責を発行し、そのような免責の制限と条件を受領者に明確に伝える必要である。

## VI. インフラ用物品・材料・備品

本ガイダンスのセクションIで定義されているバイ・アメリカン優遇措置は、裁定対象のインフラプロジェクトに使用される鉄鋼、製造製品、建設資材にのみ適用される。ある機関が、対象プログラムの特定の裁定からの資金をインフラに使用しないと決定した場合、その裁定にはバイ・アメリカン優遇措置が適用されない。同様に、対象プログラムの場合、対象計画を含む補助金による非インフラ支出には、バイ・アメリカン優遇措置は適用されない。バイ・アメリカン優遇措置は、1つまたは複数の裁定の下で連邦資金と非連邦資金の両方から資金を調達している場合でも、インフラ計画全体に適用される。

バイ・アメリカン優遇措置は、インフラ計画で消費される、またはそれに組み込まれる、あるいはそれに付随する物品、材料、供給品にのみ適用される。そのため、仮設足場などの工具、設備、消耗品を建設現場に持ち込み、インフラ計画の完了時または完了前に撤去する場合は適用されない。また、可動式の椅子、机、携帯用コンピュータ機器など、完成したインフラ計画で使用されるが、構造物の不可欠な部分ではない、または構造物に恒久的に固定されていない機器や備品には、バイ・アメリカン優遇事項が適用されない。

本ガイダンスでは、成形品、材料、又は供給品は、以下のカテゴリーの一つにのみ分類されるべきである：

### (1) 鉄又は鋼

---

<sup>19</sup> 付録 I を参照。「裁定用語の例-米国産の鉄鋼、加工製品、建設資材の使用を推奨する」を参照。

(2) 製造製品

(3) 建設資材

管理を容易にするために、一つの成形品、材料、又は供給品は、複数のカテゴリーに属するとみなされるべきではない。機関は、法律又は規制の下で別の基準が適用されない限り、鉄又は鋼を主成分とする品目に鉄鋼試験を適用すべきである。

これらの要件から免責される場合は、書面により、第 70914 条(b)の要件を満たす必要がある。

## VII. バイ・アメリカン免責発行

本法律第 70914 条(c)に従い、連邦政府機関長が以下のように判断した場合、インフラ・プログラムにおけるバイ・アメリカン優遇措置の適用を免責することができる。

- (1) 国内調達要求を適用することが公共の利益に反する場合。(「公共の利益の放棄」)
- (2) 鉄鋼、工業製品、建材について、十分な量または十分な質が米国内で生産されていない場合。(「入手不可能性免除」)
- (3) 米国内で生産された鉄鋼、工業製品、建材を含むことが、インフラ計画全体のコストを 25%以上引き上げる場合。(「不合理なコスト免除」)

連邦政府機関は、受領者が要請する免責、および副受領者に代わって要請する免責を含め、すべての免責を処理し、承認する責任がある。可能な限り、免責は特定の製品およびプロジェクトに限定される。<sup>20</sup>

免責を発行する前に、連邦政府機関長は、免責を発行する決定案に関する詳細な説明を文書にして、機関のウェブサイトで公開し、免責案に関するパブリックコメントを少なくとも 15 日間を実施しなければならない。<sup>21</sup>一般的な適用除外は、最低 30 日間のパブリックコメント期間<sup>22</sup>が必要であるため、2022 年 4 月 29 日までに、各機関は、パブリックコメントのために免責案を掲載するウェブサイトのアドレスを

[MBX.OMB.MadeInAmerica@omb.eop.gov](mailto:MBX.OMB.MadeInAmerica@omb.eop.gov) に提供する必要がある。本法第 70914 条(c)および第 70937 条(d)に従い、2022 年 11 月 15 日までに、GSA が管理する免責の透明性

---

<sup>20</sup> 権利放棄の原則と基準に関する情報については、本ガイダンスの第 VII 章を参照。

<sup>21</sup> 行政命令、4 条(b)(i)(2)、IIJA 第 70914 条(c)、IIJA 第 70937 条 (このセクションで使用されている「バイ・アメリカン」は、IIJA 第 70932 条(1)によるバイ・アメリカン優遇も指す)。

<sup>22</sup> IIJA 第 70914 条(d)(2)(A)(ii)。一般適用免除に関する情報については、本ガイダンスのセクション VII を参照。

を集中的に示すウェブサイト [BuyAmerican.gov](https://BuyAmerican.gov)<sup>23</sup> に、免責案をクロスポストする必要がある。

重複を最小限に抑え、効率化を促進するため、MIAO と GSA は、連邦資金援助に対する免責を表示するための既存ウェブサイトの機能拡張について各機関と調整し、必要に応じて各機関にさらなる指示を与える。連邦政府機関は、デューデリジェンスを行い、法律、本ガイダンス、その他適用されるバイ・アメリカンに従って、免責を承認または拒否する責任がある。連邦政府機関は、デューデリジェンスレベルの権利放棄案をパブリックコメントに投稿する場合、事前に MIAO に通知する必要がある。ただし、連邦政府機関は、より広い適用範囲を持つ免責案（一般適用免責など）をパブリックコメントに投稿する前に、MIAO と協議しなければならない。この協議の目的は、米国内で生産された商品、製品、材料を法律と整合性を保ちながら最大限利用するために、免責を構成するあらゆる機会を特定することである。連邦政府機関は、審査のために免責案を MBX.OMB.MIAwaivers@omb.eop.gov に送付する必要がある。

連邦政府機関は、パブリックコメント期間終了後、MIAO に免責案を提出し、審査を受けなければならない。MIAO は、適用される法律および政策に合致しているかどうか<sup>24</sup>を判断するために免責案を審査し、その判断を連邦機関に通知する。

すべての権利放棄申請には、米国外<sup>25</sup>で採掘、生産、または製造された商品、製品、または材料の使用に関する詳細な正当性と、提案依頼、契約、および潜在的サプライヤーとの非専有通信に含まれる条件によって裏付けられた国産品の入札を勧誘する誠実な努力があったという証明書を含める必要がある。<sup>26</sup> さらに、MIAO に提出される各免責措置の提案には、最低限かつ最大限、該当する場合、以下の情報を含める必要がある。

- ・ 免責の種類（入手不能、不合理なコスト、または公共の利益）
- ・ 受領者名および固有組織識別番号（UEI）
- ・ 連邦政府授与機関の組織情報（例：政府共通会計分類（CGAC）機関コード）
- ・ 財務支援リスト名と番号
- ・ 連邦資金援助プログラム名
- ・ 連邦賞識別番号（FAIN）（存在する場合）
- ・ 連邦政府財政援助資金額

---

<sup>23</sup> BuyAmerican.gov は MadeInAmerica.gov にリダイレクトされる。

<sup>24</sup> 大統領令第 4 条(c)参照。

<sup>25</sup> IIJA 第 70937 条(c)(2)(D)参照。

<sup>26</sup> IIJA 第 70937 条(c)(2)(D)参照。

- ・ 連邦政府および連邦政府以外の資金を含むインフラ支出の総費用（わかる範囲で）
- ・ インフラ・プロジェクトの説明および場所（わかる範囲で）
- ・ バイ・アメリカン要件から除外される予定の鉄鋼製品、製造品目、建設資材のリスト（名称、価格、原産国（分かっている場合）、関連する PSC および NAICS コードを含む）。
- ・ 連邦政府関係者または援助受領者が、国産品の入札を求めるために誠実に努力したことを示す証明書。提案依頼書、契約書、元請業者との非独占的なコミュニケーションに含まれる条件により、国産品の入札を勧誘するために誠実に努力したことの証明書。
- ・ 免責の必要性を回避するために連邦支給機関が行った努力（例：市場調査、産業界への働きかけなど）、およびプロジェクトまたは裁定者固有の免責の場合は、裁定者が行った努力の説明を含む、免責の正当化の声明書。このような正当化に該当する場合、勧誘に対してバイ・アメリカン準拠の入札が行われなかったことを理由にすることができる。
- ・ 免責が発行されなかった場合に予想される影響。
- ・ パブリックコメント期間中に寄せられた関連コメント。

この情報の目的は、政府機関がデューデリジェンスを行うために十分な情報を持っていることを確認する。また、MIAO は、免責案が法律や政策と一致しているかどうかを判断する十分な情報を持っており、公開レビューのために十分な情報が利用可能であることを判断するために使用する。一般公開される情報は、バイ・アメリカン優遇事項の免責を検討している製品に対する需要を測定するのに役立つはずだ。

一つのインフラプロジェクトに対して、複数の連邦政府機関から資金提供を受けている団体が、重複して免責申請を行う必要がないように、プロジェクトに対して最も多額の連邦資金を拠出している連邦政府機関を「アメリカの審査機関」と見なし、他の連邦政府機関と連携して免責申請の調整を行うべきである。プロジェクトに最も多額の連邦資金を拠出する連邦機関は、「メイド・イン・アメリカ法の認識機関」とみなされ、他の連邦授与機関と調整する責任を負うべきである。このような調整により、統一された免責の基準や裁定プロセスが提供されることになる。また、連邦政府機関間の重複を最小限に抑え、受給者の負担を軽減することができる。メイド・イン・アメリカ法の政府機関は、他の連邦授与機関と協議・共同放棄案を公表・共同放棄案を MIAO に提出し、審査を受ける責任を負うものとする。

#### a. 不測の事態や緊急事態に対する例外措置

不測の事態において緊急の必要性が認められる限られた状況下では、政府機関はバイ・アメリカン優遇措置の適用を放棄し、パブリックコメントと MIAO に免責を提出しない権限

を有している。<sup>27</sup>透明性要求の例外として、機関は必要な場合にのみその権限を行使すべきである。さらに、MIAO が一元的で透明な情報源としての役割を果たせるよう、メイド・イン・アメリカ法の免責を発行した機関は、30 日以内に MIAO に報告書を提出しなければならない。MIAO がメイド・イン・アメリカ法免責の中心的で透明な情報源としての役割を果たせるよう、まずパブリックコメントと MIAO の承認を求めずに免責を発行した機関は、免責発行から 30 日以内に、「不測の緊急事態」例外への依拠を説明する報告書を MIAO に提出しなければならない。<sup>28</sup>MIAO は、これらの報告書の提出方法について、政府機関にさらなる指示を与える。ただし 緊急の事情がある場合、公示と MIAO の審査は免除されるが、政府機関は、以下の第 VII (b) および (c) の原則と基準に基づき、状況に応じたデューデリジェンスを行う責任を負う。以下の第 VII (b) および (c) 項の原則と基準に基づき、状況に応じたデューデリジェンスを行う責任がある。

#### b.免責の原則と基準

バイ・アメリカン法を注意深く監視・施行し、免責の使用を最小限に抑えるために、<sup>29</sup> 政府は標準的な基準を適用し、特定の状況下における免責可否を決定する。既存の基準を有する機関は、このガイダンスとの整合性を確認し、必要に応じて更新しなければならない。その他のすべての機関は、基準を制定しなければならない。

機関は、全部または一部の免責を拒否または許可することができる。可能な限り、免責はプロジェクトレベルで発行され、特定の製品を対象とすべきである。過度に広範な免責は、国内のサプライチェーン、特に重要なサプライチェーン（大統領令 14017「アメリカのサプライチェーン」で特定された重要なサプライチェーン）における主要な物品、材料、供給品を促進するために設計された市場シグナルを損なう。必要な場合、政府機関は、単一のプロジェクトを越えた適用を可能とする免責を発行することを検討することができる。ただし、政府機関は、適用法に基づき、米国内で生産された商品、製品、材料の最大限の利用を常に確保するために、免責を発行し、解釈した上で適用しなければならない。連邦政府機関は、免責を許可するための基準を設定または変更する際に、MIAO と協議することができる。また、メイド・イン・アメリカ評議会の中で活動することも可能であり、このような活動は、機関の整合性を促進するのに役立つ。これは、各機関やプログラムの使命を考慮し、現実的かつ適切な範囲で、各機関間の一貫性を促進するための手法である。

---

<sup>27</sup> IJA 第 70937 条(b)(2)参照。

<sup>28</sup> この報告プロセスは、大統領令 14,005 条 4 項 (d) および OMB ガイダンス「Made in America Waivers の透明性の向上」に従って確立されたもので、以下から入手可能。<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2021/10/Guidance-Memo-Improving-the-Transparency-of-Made-in-America-Waivers.pdf>

<sup>29</sup> IJA 第 70933 条(2)参照。

連邦政府機関は、いかなる種類の免責を発行する前に、以下の原則を用いるべきである。

- ・ 期限：特定の限られた状況において、連邦機関は、適用される特定のプロジェクトではなく、主に時間の長さによって免責の制限の必要性を判断することができる。この種の免責は、例として「入手不可能」な品目が、特定のプロジェクトで広く使用される場合などに適切である。このような免責を発行する場合は、国内供給が利用可能になった際に、国内生産者がプログラムによって創出された市場に速やかにアクセスできることを保証するため、短期間の明確な時間枠（例：1～2 年以内）を特定する必要がある。
- ・ 対象：特定のプロジェクトに限定されない免責は、必要な品目、製品、材料、または品目、製品、材料のカテゴリーにのみ適用されるべきである。過度に広範な免責は、国内の優遇政策を弱体化させる傾向がある。より広範な免責は、MIAO からより厳しい審査を受けることになる。
- ・ 条件：連邦政府機関は、法律と大統領令の政策をサポートする特定の条件付きで免責を発行することが奨励されている。

これらの原則と基準は、連邦政府機関が免責を利用する際の最低要件と見なされなければならない。<sup>30</sup>

#### 入手不可能を理由とした免責

入手不可能を理由とした免責を承認する前に、機関は、免責受領者が徹底的な市場調査を行ったかどうか、また、適切な場合には、適格な代替品、製品、または材料を適切に検討したかどうかを検討する必要がある。免責には、要求事項を満たすことができる国内製造品を特定するための市場調査活動および方法を、調査のタイミングおよび供給源の入手可能性について得られた結論も含めて、記述すべきである。機関は、メイド・イン・アメリカ評議会と連携し、一般的な品目、商品、材料に関するリソースリストを作成することが推奨される。

#### 不合理なコストを理由とした免責

米国で生産された鉄鋼、製造製品、建設資材を含めると、プロジェクト全体のコストが

---

<sup>30</sup> 既存の規制やガイダンスがある機関については、本ガイダンスのセクション IV.を参照。

25%以上増加する場合は、不合理なコストを理由とした免責が適用される。当該免責を許可する前に、法律で認められている範囲内で、機関は、免責受領者が特定の費用範囲内で国内の代替品が利用できないことを示す適切な文書を提供したことを確認しなければならない。代理店は、免責受領者の書類収集を支援することができる。

不合理なコストを法的根拠として免責を要請する場合、免責の正当化には、該当するメイド・イン・アメリカ法の要件に従い、国内製品のコストと外国製品のコストの比較を必要に応じて含める必要がある。<sup>31</sup>一般に公開されているコスト比較データは、独自の価格情報の代わりに、一般に入手可能なコスト比較データを提供することができる。<sup>32</sup> 不当なコストを理由とした免責は、必要以上に広範であってはならない。

### 公共の利益を理由とした免責

バイ・アメリカン法が定める要件と整合性のある他の重要な政策目標を達成することができず、提案された免責が「入手不可能」または「不当なコスト」の要件を満たさないと機関が判断した場合、「公共の利益のための免責」が適切となる場合がある。このような免責は、米国内で生産された商品、製品、および材料の最大限の利用を確保するために、慎重に適用され、解釈されるものとする。<sup>33</sup>法律で認められている範囲において、公共の利益を理由とした免責の決定は、連邦資金援助賞の権限を有する機関の長が行うものとする。<sup>34</sup>

公共の利益を理由とした免責は、様々な根拠を持つことができる。他の免責と同様に、何が公共の利益に該当するかどうかは、プロジェクト、免責受領者、問題のある特定の品目、製品、または材料の状況によって異なる場合があるため、可能な限りプロジェクト固有のものであるべきである。

連邦政府機関は、効率化のため、また免責受領者の負担を軽減するために、限られた数の一般適用性公益免責を発行することを検討するべきである。当該免責が特定のプロジェクトに適用されることが適切であるかどうかを判断する責任は、引き続き政府機関にあり、メイド・イン・アメリカ事務所がこのような免責の各申請を審査することはない。以下は、政府機関が発行を検討する一般適用性公益免責の種類の例である。<sup>35</sup>

---

<sup>31</sup> IIA 第 70937 条(c)(2)(B)参照。

<sup>32</sup> IIA 第 70937(c)(2)(B)参照。

<sup>33</sup> IIA 第 70935 条(a)参照。

<sup>34</sup> IIA 第 70935(b)参照。

<sup>35</sup> このリストは完全なものではなく、どの機関も例として挙げられた種類の免除を発行する必要はない。他の一般適用免除と同様に、一般適用公益免除は、少なくとも 5 年に 1 度、適切であればそれ以上の頻度で見直されなければならない。

- ・ 非課税基準額

免責受領者や代理店の負担を軽減するためには、管理の容易性が重要である。連邦政府機関は、一般適用性公益免責を、最小限の非課税基準額以下のインフラ・プロジェクト購入に適用すべきかどうかを検討することができる。機関は、免責受領者と連邦機関が限られた資源を効率的に利用するために必要な場合、特に、個別の免責の処理費用が免除される項目の価値を上回る恐れがある場合、一般適用性公益免責を適用すべきかどうかを検討することができる。例として、プロジェクト費用の5%、最高100万ドルまでの最小限の非課税基準額を設定する機関全体に一般適用性公益免責の適用を検討することができる。

- ・ 少額補助金

各機関は、簡易調達基準以下の補助金にバイ・アメリカン優遇事項を適用しないことが、公益に適うかどうかを検討することができる。当該免責は、IIJA 制定後の最初の数年間は特に重要であり、各機関が効率的な免責審査能力を開発するにつれて、段階的に廃止される可能性がある。

- ・ 小型部品

政府機関は、鉄鋼製品内の雑多な小部品に対する軽微な逸脱を認めることが公益に適うかどうかを検討するとよい。当該免責は、鉄鋼製品総材料費の5%以下を国産でない雑多な小部品が占める製品を対象に適用することができる。当該免責を利用し、製品全体を鉄鋼要件から除外し、製品の主要な鉄鋼部品を国外で生産することを認めることは、公共の利益に反すると考えられる。

- ・ 調整期間

機関は、短期間、期間限定の免責が、受領当事者の新しい規則やプロセスへの移行を可能とするかどうか検討すべきである。新しい規則やプロセスに移行するために、受領当事者や機関が短期間免責されることは、公共の利益になる可能性がある。

- ・ 国際貿易義務

受領当事者が政府調達協定またはその他の貿易協定に基づく調達義務を負う国である場合、かかる義務の遵守を確保するための米国製条件の当該免責は、公共の利益となる可能性がある。

- ・ その他の考慮事項

当該免責は、特定の状況下では公共の利益となり得るが、別の状況ではそうでない場合があり、その検討は、受領当事者が利用できる資源の性質と量、当該品目、商品、または材料の価値、潜在的な国内雇用への影響、および持続可能性、公平性、アクセス性、性能基準、国内調達規定（存在する場合）と生産条件を含む他の政策上の検討事項によって決定する。

公共の利益を法的根拠とするすべての免責案には、要求された免責が公共の利益にかな

う理由を正当化する、国際協定における潜在的義務など、すべての適切な要素を取り上げた詳細な書面を含めなければならない。<sup>36</sup>

当該免責を許可する前に、法律で認められている範囲内で、政府機関は外国産製品のコスト優位性の部分が、ダンピングされた鉄鋼、鉄、または製造製品の使用または不当に補助された鉄鋼、鉄、または製造製品の使用の事実があるかどうかを評価するものとする。<sup>37</sup>機関がこの評価<sup>38</sup>が有用であると判断した場合、機関は国際貿易局（ITA）と協議することができる。機関は、評価から得られた知見を適切な形で権利放棄の判断に統合するものとする。MIAO は、ITA および政府機関と協力して、ダンピングまたは不当な補助金を受けた製品のリストへ、アクセス可能な方法を政府機関が把握するなど、この必要な評価を迅速に行うための標準プロセスを開発する予定である。

#### c. 一般適用免責

「一般適用免責」という用語は、複数の契約に共通して適用される免責を指す。一般適用免除は、「特定品目」（例：ある製品または製品のカテゴリーにのみ適用）または「品目横断」（例：すべての「製造製品」に適用）である。

一般適用免責は、IIJA、大統領令、および本ガイダンスと一致する、機関の使命と目標を推進するために必要な場合にのみ発行されるべきである。例として、国内調達の問題が十分に確立されている製品に対して、連邦政府機関が一般適用免責を発行する場合がある。一般的適用免責には、連邦政府機関による適切な正当化が必要となる。

公共の利益のための免責を含む、1 つ以上の既存の一般適用免責を定める連邦機関は、その免責が発行された日から 5 年以内に、その免責を見直さなければならない。新規の一般適用免責を発行する機関は、発行日から少なくとも 5 年ごとにその免責を見直さなければならない。政府機関は、適切と判断される場合には、より頻繁に一般適用免責を見直すことが推奨される。一般適用免責の審査を行うにあたり、連邦政府機関の長は、以下を行うものとする。

(A) 連邦官報に以下の通知を掲載する

(i) 一般適用免責の正当な理由を説明する

(ii) 一般適用免責の継続的な必要性について、30 日以上の間、パブリックコメントを求

---

<sup>36</sup> IIJA 第 70937 条(c)(2)(C)参照。

<sup>37</sup> 大統領令第 5 条参照。

<sup>38</sup> 大統領令第 5 条参照。

めること

(B) (A)に従って発行された通知に対して受領した意見を考慮し、一般適用性免責を継続するか中止するかの決定を連邦官報に掲載すること<sup>39</sup>

本法律の制定日から5年間、上記(A)項および(B)項は、2021年11月15日の180日以上前に発行された製品別一般適用性免責には適用されないものとする。<sup>40</sup>

2021年11月15日より5年以上前に発行された既存の非製品特定一般適用免責を有する機関は、遅くとも2022年11月15日までに、以下のことを行うべきである。IIJA第70914条(d)(2)(A)で要求される連邦官報公告を発行することにより、速やかに当該各免責のレビューを開始すること。もし審査が免責の維持を正当化するのであれば、各機関は、サプライチェーンの回復力を支え、主要製品の国内生産のインセンティブを高めるような方法で、免責の幅を狭めることを適宜検討する必要がある。

IIJAが資金提供するプロジェクトを迅速に開始するため、MIAOは各機関と協力し、国内調達の課題が十分に立証されている製品または製品カテゴリーに対する一般適用免責の検討を早める予定である。各機関は、このような免責を、サプライチェーンの回復力や国内雇用を促進する取り組みなど、補完的な政策と連携させるべきである。一般適用免責は、利用可能になった後、バイ・アメリカン適格製品が適切な検討を受けることができるよう、適切な有効期限を設けるべきである。

## **VIII. 建設資材の事前ガイダンス**

建設資材については、2021年11月15日から180日以内に、OMBが「すべての製造工程」という言葉を定義する基準を発行しなければならないと定めている。これらの基準は、建設資材の製造および投入に必要な各製造工程が米国内で行われることを要求するものでなければならない。また、建設資材の生産において、利益を受ける、あるいは創出される直接的・間接的な雇用を最大化する努力を反映しなければならない。<sup>41</sup>

このようなガイダンスの発行期限はまだ到来していないが、OMBは、どの材料が建設資材であるかを判断し、バイ・アメリカン要件をこれらの材料に適用し始めることができるよう、政府機関を支援する予備的かつ非拘束的なガイダンスを提供している。当該予備的

---

<sup>39</sup> IIJA 第 70914 条(d)(1) & (2)参照。

<sup>40</sup> IIJA 第 70914 条(d)(3)参照。

<sup>41</sup> IIJA 第 70915 条(b)参照。

ガイダンスは、IIJA 第 70915 条(b)に規定された要件に対応し、OMB が利害関係者から追加の意見を得るための十分な時間を提供するものである。IIJA が定義する「建設資材」には、物品、材料、または供給品（。製造品、セメントおよびセメント系材料、石、砂、砂利などの骨材、または骨材結合剤または添加物<sup>42</sup>、主に以下のものから構成される主に鉄または鋼鉄からなる物品以外のもの）

- ・ 非鉄金属
- ・ プラスチックおよびポリマー系製品（ポリ塩化ビニル、複合建築材料、光ファイバーケーブルに使用されるポリマーを含む）
- ・ ガラス（光学ガラスを含む）
- ・ 材木
- ・ 乾式壁<sup>43</sup>

品目、製品、材料の製造・加工業者が明確となるように、製造工程で組み合わされた 2 種類以上の材料からなる品目、および、リストアップされた材料の少なくとも 1 つを含む品目は、建設資材としてではなく、製造された製品として扱われなければならない。例えば、プラスチックフレームの引き違い窓は製造品として、板ガラスは建築材料として扱われる。

OMB が建設資材に関する最終基準を発行するまでの間、また、法律や規則においてこれらの暫定基準を満たす、あるいは超える既存の適用基準がない限り、建設資材の「全製造工程」には、少なくとも最終製造工程とその直前の製造段階が含まれる。建設資材の「すべての製造工程」には、少なくとも最終製造工程とその直前の製造段階が含まれると考える。OMB は、「すべての製造工程」の一部として考慮されるべき建設資材の初期製造工程を特定するガイダンスをさらに発行する前に、利害関係者からのさらなる意見を求めている。

各機関は、建設資材の場合、「すべての製造工程」に対する追加基準が近々出されるという明確な市場シグナルを送るため、建設資材に対して出される免責が明確に対象と期限を絞り、必要に応じて MIAO と協議する。

#### 付録 I: 受領条件の例 - 米国産の鉄鋼、加工製品、建設資材の使用義務付け

該当する場合、連邦機関は、法律とこの指針の要件を実現するために、適用される法的

---

<sup>42</sup> IIJA 第 70917 条(c)(1)参照。

<sup>43</sup> IIJA 第 70911 条(5)を参照。

要件とその確立された手順に従って、すべての受領に適切な条件を含めなければなりません。以下は当該内容の例。

機関やプログラム間で可能な限り一貫性を持たせるため、機関は、受領適用前に、条件案を MIAO に送付し、審査を受ける必要がある。各機関は、2022 年 5 月 14 日以前に発行される NOFO に、その日以降に義務付けられる資金に適用されるバイ・アメリカン条件について、申請者に公平に通知するための適切な文言を含めることを開始する必要がある。

.....

インフラ向け計画から連邦資金援助が授与された受領者は、この授与の下で提供された資金は、以下の場合を除き、インフラ向け計画に使用できないことをここに通知されるものとする。

- (1) 計画に用いられる全ての鉄鋼について、鋳造からコーティングまでの全製造工程が米国で行われていること。
- (2) 計画に用いられる全ての工業製品について、米国で採掘・生産・製造された構成材のコストが全コストの 55%を超えていること。
- (3) 計画に用いられる全ての建材<sup>44</sup>について、全製造工程が米国で行われていること。

バイ・アメリカン優遇購入品目は、インフラ・プロジェクトで消費される、またはインフラ・プロジェクトに組み込まれる、あるいはインフラ・プロジェクトの一部となる物品、材料、供給品にのみ適用される。したがって、仮設足場など、建設現場に持ち込まれ、インフラ・プロジェクトの完了時または完了前に撤去される工具、設備、消耗品には適用されない。また、可動式の椅子、机、携帯用コンピュータ機器など、完成したインフラ・プロジェクトで使用されるが、構造物の不可欠な部分ではなく、インフラ・プロジェクトに恒久的に一部とならない機器や備品には、バイ・アメリカン優遇事項が適用されない。

### **免責事項**

必要な場合、受領者はこれらの要件の免責を申請することができ、機関はこれを許可することができる。機関は、これらの要件からの免責を申請するためのプロセスに関する情報を受領者に通知する必要がある。

---

<sup>44</sup> セメントおよびセメント系材料、石、砂、砂利などの骨材、または骨材用結合剤または添加剤を除く。

(a) 連邦機関が以下の例外のいずれかに該当すると判断した場合、発注担当者は、以下のような場合、国内コンテンツ調達の特典事項の適用を放棄することができる。

- (1) 国内調達要求を適用することが公共の利益に反する場合。
- (2) 鉄鋼、工業製品、建材について、十分な量または十分な質が米国内で生産されていない場合。
- (3) 米国内で生産された鉄鋼、工業製品、建材を含むことが、インフラ計画全体のコストを 25%以上引き上げる場合。

国内調達の特典事項の適用を免責する要請は、文書で行う必要がある。免責要求の書式、内容、添付資料については、政府機関より指示がある。免責要請は、15 日以上のパブリックコメント期間の対象となる。また、メイド・イン・アメリカ事務室による審査が必要である。

裁定の全部または一部が、[現在適用されている一般適用免責に関する情報が掲載されている受領機関の Web サイトリンク]に記載されている既存の免責に該当する場合がある。現在適用されている一般適用免責に関する情報を掲載した受領機関のウェブサイトへのリンクに記載されている既存の免責の全部または一部に該当する場合がある。

#### 定義<sup>45</sup>

「建設資材」には、主に鉄鋼製品、製造製品、セメントおよびセメント系材料、石、砂、砂利などの骨材、または骨材結合剤、添加剤<sup>46</sup>以外の物品、材料、または供給品で、主に次のものから構成されるものを含む。

- ・ 非鉄金属
- ・ プラスチックおよびポリマー系製品（ポリ塩化ビニル、複合建材、光ファイバーケーブルに使用されるポリマーを含む）
- ・ ガラス（光学ガラスを含む）
- ・ 木材、または
- ・ 乾式壁

「国内調達優遇」とは、プロジェクトで使用されるすべての鉄鋼が米国内で生産されている

---

<sup>45</sup> 連邦政府機関は、すべての定義を約款自体に含めるのではなく、一般向けのウェブサイト上で定義を提供し、そのウェブサイト上で約款を参照することを選択することができる。連邦政府機関が一般向けのウェブサイト上で定義を提供することを選択した場合、それは提供された条件からの逸脱とは見なされず、OMB による審査を受ける必要はない。

<sup>46</sup> IIA 第 70917 条(c)(1)参照。

こと、計画で使用する製造品が米国で生産されていること、計画で使用する建設資材が米国で生産されていることを指す。

「インフラ」には、少なくとも、米国内の道路、高速道路、橋梁、公共交通機関、ダム、港湾、その他の海事施設、都市間旅客・貨物鉄道、貨物・複合輸送施設、空港、飲料水・下水道などの水システム、電気施設、送電施設、公共施設、不動産などの構造、施設、設備が含まれる。また、「インフラ」には、発電、輸送、電力供給、電力系統、ブロードバンド基盤、建物や不動産などが含まれる。インフラには、エネルギーの発電、輸送、配電を行う施設も含まれる。

「計画」とは、米国内のインフラの建設、変更、維持、または修理を意味する。